

令和8年度（2026年度）第7回教育委員会（9月定例会）議事録

- 1 日時 令和8年（2026年）9月11日（金）
午前10時から午前11時25分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 越猪 浩樹
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三渕 浩
委員 園田 恭子
委員 渡辺 絵美

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和9年度（2027年度）使用教科書の採択について
- 議案第2号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

（2）報告

- 報告（1） 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）」の検証について
- 報告（2） 「熊本県学校教育情報化推進計画」の検証について

5 会議の概要

（1）開会（10:00）

教育長が開会を宣言した。

8月県議会にて、三渕浩委員の再任が議決されたことを報告した。

（2）会議の公開・非公開の決定及び議事日程の決定

教育長の発議により、公開で議案第1号、議案第2号、報告（1）及び報告（2）を審議した。

（3）議事

- 議案第1号 県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和9年度（2027年度）使用教科書の採択について

高校教育課長

高校教育課です。まず、県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用している教科用図書について説明いたします。

資料の通し番号2ページの1を御覧ください。

高等学校、特別支援学校高等部で使用する教科書は、①文部科学省検定済教科書、②文部科学省著作教科書、③学校教育法附則第9条の規定による教科用図書のそれぞれがあり、高等学校用は①②が教科書目録に、特別支援学校用は②が教科書目録に掲載されています。また、学校教育法附則第9条の規定により、①②に教科書がない教科・科目や特別支援学校において①②が生徒の実態に合わない

場合は、一般に市販されている図書を教科書として使用することが可能となっております。

次に、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れについて説明させていただきます。資料2ページの2を御覧ください。

各学校は、校内教科書選定委員会を設置し、校長は校内教科書選定委員会の審議を踏まえて、選定理由書等を県教育委員会に報告します。

各学校の校長の報告を受けて、教育委員会事務局では提出された資料を確認し、必要に応じて各学校へ指導、助言を行いました。8月19日に開催しました庁内の教科書採択委員会において、各学校の採択希望教科用図書について審議しました。その教科書採択委員会の結果を、本日の教育委員会で御審議いただくことになります。

なお、教科書の選定は、文部科学省からの教科書の採択に関する通知及び教科書目録、県教育委員会からの教科書採択の基本方針及び選定基準等に基づき、行うことになります。基本方針は資料3ページ、選定基準等は資料4、5ページに記載しております。以上が、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れになります。

次に、資料6、7ページを御覧ください。採択希望教科用図書種目別点数一覧(案)でございます。

令和7年度(2025年度)に全日制・定時制・通信制すべての課程の全学年が現行の学習指導要領へ移行しました。「教科書目録」には、「第1部」に平成30年告示の現行の学習指導要領に基づいて編修された教科書、「第2部」に平成21年告示の旧学習指導要領に基づいて編修された教科書が掲載されており、それぞれの学習指導要領にあわせて教科書を選ぶことになります。先ほど申し上げたとおり、令和7年度(2025年度)にすべての課程の全学年が現行の学習指導要領へ移行しましたので、令和9年度は原則として「第1部」に掲載された教科書から選定することとなります。

資料6ページ「第1部」の教科書は830点、資料7ページ「第2部」の教科書は2点、合わせて832点ありますが、うち、県立高校で選定された教科書は590点(70.9%)と、幅広く様々な教科用図書が選定されております。

ここからは、県立高等学校における採択希望教科用図書について御説明いたします。

資料8ページの「採択希望教科用図書一覧(学校別)(案)」は、各学校から報告された採択希望教科用図書を学校別にまとめたものでございます。例として、阿蘇中央高校について説明させていただきます。

資料10～12ページを御覧ください。阿蘇中央高校は、令和7年度の学科改編により現在、普通科、探究科、総合ビジネス科、農と食の科学科、緑と水の科学科、社会福祉科の6学科が設置されており、文部科学省検定済・著作教科書は全部で112冊選定されています。

資料10ページの表の中ほどに、数学Ⅰの教科書が5冊、選定されています。このうち、4つ目の「数研 数Ⅰ・104-904 改訂版 新編 数学Ⅰ」と5つ目の「数研 数Ⅰ・104-906 改訂版 新 高校の数学Ⅰ」の2冊を例に、説明させていただきます。

資料13～17ページに掲載の「改訂版 新編 数学Ⅰ」は普通科の教科書として選定されています。実物はA5版の教科書で、例、例題だけでなく応用例題も設けられています。資料15～17ページを御覧ください。複数ページにわた

り応用例題が4題掲載されており、さらには研究、発展として様々な問題が取り扱われております。

一方、資料18～21ページに掲載の「改訂版 新 高校の数学Ⅰ」は、農と食の科学科、緑と水の科学科、社会福祉科の教科書として選定されています。実物はB5版の教科書で、イラストが多く、各節の初めに義務教育の学習内容の学び直しを行うことで定着を図り、高校の内容への移行ができます。資料19～20ページが学び直しの部分になります。

このように、同じ「数学Ⅰ」でも、学科における生徒の実態に応じた教科書を選定しております。

ここで、先ほど御説明いたしました「学校教育法附則第9条による教科用図書」について御紹介します。

資料10～12ページの阿蘇中央高校にお戻りください。資料12ページに阿蘇中央高校における「学校教育法附則第9条による教科用図書」を掲載しています。例えば、教科「農業」における科目「測量」では、文部科学省検定済教科書が発行されていないため、「農業測量」という一般図書を教科用図書として選定しています。この図書の表紙、目次、奥付のコピーを資料22～25ページに載せております。

県立高校の中で30校の学校が「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」を選定しており、その一覧は資料26ページにまとめております。

阿蘇中央高校を例に御説明いたしましたが、最初に申し上げましたとおり、各学校において適切に選定された教科書であるのかを事務局において、提出された約3千枚の選定理由書等をもとに、各学校の教育課程表と照合し、教科書の選定漏れがないか、不要な教科書が選定されていないか等を各教科の担当指導主事が確認し、指導、助言を行いました。

その後、8月19日に開催した「教科書採択委員会」において、各学校が選定した教科用図書について協議し、採択希望教科用図書として適切であると確認したところでございます。本日は、御審議をお願いします。

以上で高校教育課の説明を終わります。

特別支援教育課長

特別支援教育課です。続きまして、県立特別支援学校高等部における令和9年度使用教科用図書採択案について御説明します。本日は、事前に送付させていただきました資料を一部抜粋したもので説明いたします。

28ページをお願いします。①検定済教科書 について説明いたします。

検定済教科書は、表「ア」「イ」のように盲学校、熊本聾学校、松橋支援学校、黒石原支援学校の4校が自校の教育課程に応じてそれぞれの学校で教科書を選定しています。

28ページ下段の②著作教科書の欄ですが、盲学校、熊本聾学校以外の16校は、すべて知的障がい者用の著作教科書、いわゆる☆本を選定しています。

次の29ページをお願いします。一般図書はすべての学校18校で選定されています。右端の採択点数は学校ごとに異なりますが、全体では1682種類の図書が選定されています。

31ページをお願いします。盲学校が選定した検定済教科書の一覧です。備考欄に「原典」「原本」との記載がありますが、これは点字本の基となっている検定済教科書ということを示しています。

備考欄に「原典」とあるものについては、視覚障がい者用（小・中学部）の著

作教科書の基となる教科書になります。盲学校においても重複障がい学級があり、視覚障がいと知的障がいを併せ有する生徒がいます。生徒の多様な教育的ニーズに対応できるよう、左端の通し番号1番から53番までは、小・中学部の著作教科書も選定しており、併せて検定済教科書でも原典となる教科書を選定しております。

ここで、点字教科書について少し説明させていただきます。小・中学部で使用する点字教科書は、文部科学省が専門部会を立ち上げ、基になる検定済教科書の選定から点字翻訳までを行っています。

これに対し、高等部で使用する点字教科書については、全国盲学校長会・全国盲学校普通教育連絡協議会が基になる検定済教科書を選定し、点訳作業については教科書発行業者が行っています。

また、拡大教科書については記載しておりませんが、検定済教科書については教科書発行者が拡大教科書も発行しているため、検定済教科書を選定することで兼ねることになります。

34ページをお願いします。熊本聾学校が選定した著作教科書の一覧です。左端の通し番号1番から7番までが聴覚障がい者用の著作教科書で、8番から32番までの25点が知的障がい者用の著作教科書になり、合わせて32点の選定となっています。

最後に ③一般図書について御説明いたします。36ページをお願いします。盲学校で選定された一般図書です。通し番号1番から35番までが検定済教科書の点字版と拡大版、36番から134番までが絵本等の市販の図書、135番からが本科保健理療科150番からが専攻科保健理療科、169番から188番までが専攻科理療科で使用する点字版、拡大版の教科書となります。

次に、40ページをお願いします。熊本聾学校の選定教科書です。通し番号1番から98番の絵本等の市販の図書に加え、理容科で使います99番から109番までの図書を選定しています。

本日は、理容科の生徒が使用する教科書について、一部を御紹介します。理容科では今年度は専攻科を含めて4人の生徒が学んでいます。

43ページをお願いします。理容科で使用している教科書になります。まず「文化論」の教科書になります。本書の内容は、日本の理容業・美容業の歴史に始まり、日本と西洋のファッション史について学ぶ内容になっています。いわゆる歴史の教科書で扱うような内容になっており、容姿を整える意義について、順を追って文化史等を学んでいく内容になっています。

46ページをお願いします。「香粧品科学」の教科書です。本書の内容は、理容を行うに当たり使用する香粧品について学び、その安全性や有効性について学ぶため、人体の仕組みや化合物が引き起こす反応など、幅広い分野の理科的な内容について学びます。

理容科では「文化論」や「香粧品化学」など必修科目を1410時間、「課題研究」や「毛髪学」などの選択科目を600時間、卒業までに学び、国家試験を受けて理容師としての就労を目指します。

このように、理容科では、卒業後の自立した生活を目指す聴覚障がいがある生徒が、将来の暮らしについてイメージをつかみ、社会的な自立につながるような指導を行っています。

一般図書の選定に当たっては、各校の教育課程の違いにより、使用する教科書にも違いがあります。それぞれの教育課程に応じて教科ごとの目標を達成するた

めに、生徒一人一人に合った教科書を選定しております。

採択案についての説明は以上です。これらの教科用図書につきましても高等学校と同様に、8月19日の教科書採択委員会において協議いただき、適当であるとの確認をいただいたところです。

御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

質問ですが、10ページの新数学Ⅰについて教えてください。教科書名に「数学Ⅰ 解答編」と「数学Ⅰ」の2冊がありますが、この違いは何でしょうか。

高校教育課長

「数学Ⅰ 解答編」と「数学Ⅰ」は、2冊でセットになっています。「数学Ⅰ」には様々な問題が掲載されており、その解答をまとめた薄い冊子が「数学Ⅰ 解答編」です。

田口委員

同じ教科書に入れ込むより、別冊になっていた方が良いということですか。

高校教育課長

はい。別冊になっている形態です。

田口委員

分かりました。

三淵委員

特別支援教育の教科書について質問です。例えば熊本聾学校で難聴があり、発達障がい併せ持っている生徒で、熊本聾学校では上手くいかず、他の特別支援学校に転校した生徒の場合、転校先での教科書は子どもに合わせて決めているのでしょうか、学校単位で決めているのでしょうか。

特別支援教育課長

それぞれの学校でこの教科書ということではありません。転学の際は、転学先の学校の教育課程や学習内容等を踏まえ、その子どもに必要な教科書を選ぶことになっています。

三淵委員

その子に合わせて考えられるということですね。

西山委員

新たに採択された教科書の御説明の中で、「数学Ⅰ」がA5判サイズとのことでした。A5判サイズの教科書は多いのでしょうか。

高校教育課長

A5判サイズの教科書は多くあります。A5判とB5判の教科書がそれぞれ存在します。

西山委員

分かりました。今回の採択とは直接関係ありませんが、教科書のデジタル化はどのように進んでいくのか教えてください。

高校教育課長

先般、国からデジタル教科書が正式な教科書として認められました。現在の教科書は紙媒体のみが正式な教科書であり、紙面に掲載されている二次元コードから参照できるリンク先のコンテンツは、あくまで補助教材という扱いです。また、紙の教科書を完全にデジタル化したものは、これまで「教科書代替教材」という

位置づけでした。しかし、制度変更により、今後の新しい教科書は「紙のみ」「デジタルのみ」「紙とデジタルのハイブリッド型」の3タイプとなります。教科書には二次元コードが組み込まれますが、リンク先のコンテンツも補助教材ではなく正式な教科書の一部として扱われます。すなわち、文部科学省の検定を受けることになります。今後は、学校がこれら3タイプから選択することになります。導入スケジュールについては、新学習指導要領の改訂に合わせて進められます。高等学校は2032年度から学年進行で導入されると認識しています。

西山委員

2032年度から正式に導入されるとのことで、現在はハイブリッド型に近いものを使用していると理解しました。二次元コードを使用すること自体は良いと思いますが、リンク先のコンテンツがどのようにチェックされているのか疑問に感じています。リンク先の品質についても、2032年に向けてブラッシュアップしていく必要があると思います。

高校教育課長

今年の秋に文部科学省がデジタル教科書に関するガイドラインを策定する予定です。委員御指摘のとおり、リンク先に合計5時間にも及ぶ長時間の動画や、講義形式の授業動画が掲載されているような場合は、現在のところデジタル教科書として適切ではないと議論されています。そのようなコンテンツの内容についても、現在国がガイドラインの策定に向けて動いています。

西山委員

分かりました。

教育長

他に御質問はありますでしょうか。

この件については原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(委員了承)

○議案第2号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

教育政策課長

教育政策課です。50ページをお願いします。議案第2号教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について御説明します。

まず提案理由を記載しております。8月定例県議会に提出された「教育に関する議案」について知事から意見照会があり、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

なお、今回は、令和8年熊本地震の被災から早期復旧を図るため、補正予算の知事専決処分が行われたことに加え、会期中に補正予算の追加提案がありましたので、その分についても、意見照会があり、代理して意見を申し出ておりますので、併せて報告いたします。

51ページをお願いします。教育委員会の意見として、記載のとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。

該当の議案は、52ページの知事からの依頼文中、「記」以下の項目でございます。第1号の補正予算の関係部分、第3号の専決処分の報告及び承認についての関係部分、条例関係が1件、財産所得が1件になります。

次の53ページから63ページまでが地震発災前から予定していた補正予算の

議案本文で、64ページ及び65ページに予算の内容を整理しています。

64ページは8月補正予算の総括表です。補正額は、一番下の段「教育委員会の合計」欄の左から2番目の3億151万円余の増額補正となります。内訳を65ページに記載しています。

教育費のうち、教育総務費として、1人1台端末更新に係る市町村への助成やいじめによる重大事態が発生した場合の外部専門家による調査等に要する経費。

高等学校費、特別支援学校費として、熊本工業高等学校実習棟の改築工事と菊池支援学校高等部棟の新築工事における所要見込み額の増。

保健体育費として、事故調査委員会の開催と熊本武道館の改修工事に要する経費。

社会教育費として、県立あしきた青少年の家の改修工事に要する経費を計上しました。

その下は債務負担行為であり、熊本武道館の改修工事に要する経費分について債務負担行為の追加を、令和9年度県立高等学校入学生が購入する学習者用端末に係る補助金について債務負担行為の変更を行っております。

次に、66ページから74ページまでが地震発災後に専決処分された補正予算の議案本文で、75ページ及び76ページに予算の内容を整理しています。

75ページは専決処分した8月補正予算の総括表です。補正額は、一番下の段「教育委員会の合計」欄の左から2番目の9億5544万円余の増額補正となります。内訳を76ページに記載しています。

災害復旧費として、被災した学校施設、体育施設等の復旧に係る経費を計上しました。

その下は債務負担行為であり、県立学校4校の仮設校舎の賃借に要する経費について債務負担行為の追加を行っております。

次に、77ページをお願いします。熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行を踏まえた義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、関係規定を整備するものです。施行期日は令和8年10月1日となります。

詳細は78ページを御覧ください。教員特殊業務手当のうち、学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等に従事した場合の従事時間及び日額を見直します。

79ページをお願いします。財産の取得についてです。熊本県立学校において使用する教師用統合端末等を購入するものです。

詳細は80ページを御覧ください。現在、県立学校の教職員は、校務系と学習系の2つネットワークを使用するため、それぞれのネットワークに対応するよう端末を2台使用しています。これまでのネットワーク分離から、「次世代の校務DX」という国が方針を示したことに合わせ、県においてもこの2つのネットワークを統合し、端末も1台に統合することで、データ連携による指導の高度化や事務負担の軽減、場所を問わない柔軟な働き方の実現を図って参ります。

続いて、81ページをお願いします。

ここからは追加提案分について知事から意見照会があり、教育委員会の意見として、記載のとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。

該当の議案は、82ページの知事からの依頼文中、「記」以下の項目でございます。第60号の補正予算の関係部分になります。

次の８３ページから９１ページまでが地震発災後に追加提案された補正予算の議案本文で、９２ページから９４ページに予算の内容を整理しています。

９２ページは追加提案した８月補正予算の総括表です。補正額は、一番下の段「教育委員会の合計」欄の左から４番目の３８億２５６０万円余の増額補正となります。内訳を９３ページに記載しています。

教育費のうち教育総務費として、被災した教育庁書庫や教育事務所の復旧に要する経費、通学困難となった生徒への通学支援に要する経費、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活動時間拡充に要する経費。

社会教育費として、被災した文化財を救出・一時保管する文化財レスキュー事業に要する経費。

また、災害復旧費として、被災した施設、設備等の復旧に要する経費を計上しました。

９４ページは債務負担行為であり、被災した文化財資料室の復旧に要する経費について債務負担行為の追加を行っております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

現状に応じた補正予算を組んでいただいたと思っています。今回の地震が発生したときに学校が避難所になって、そこに空調設備がないという現状が見えてきましたが、空調施設整備については、この予算に含まれているのか、今後検討されるのかについて教えてください。

施設課長

施設課です。委員御指摘のとおり、避難所において空調設備が設置されていない体育館等があったことは、我々も承知しています。今回の予算は、まず被災からの早急な復旧ということで、学校の子どもの安全を守るための、例えば、応急復旧の修繕費用や校舎の一部が使用できないところに仮設校舎を設置する費用、また、校舎等を直していくための設計費用などを計上しております。委員御指摘のとおり、空調施設の整備は、熊本県に限らず、全国的な課題になっています。これまで、体育館等への設置の比率を高めるため、１０年間で順次整備していくという国の方針がありましたが、今回、５年間に前倒ししてやっていくという動きもございます。本県もそういった状況等を踏まえて、災害に限らず、子どもたちの通常の体育や熱中症対策といった視点も考えながら、今後検討を進めていきたいと考えております。

田口委員

ありがとうございました。次の地震がいつあるかは本当に分からないので、できるだけ早い対応をお考えいただければと思います。

三淵委員

今回の補正予算は、例えば宇土高校や被災して使えない教室などの建て替えの予算とは全然違うということですか。小学校においてももう使えないという学校が１校ぐらいあるという話を聞きましたが、今回は仮設校舎を作る予算ということで、建て替えの予算は別になるのでしょうか。

施設課長

施設課です。委員御指摘のとおり、災害の復旧には様々なフェーズがあり、最初に行うのが被害の調査です。まず応急的に危険の有無を判定し、使えるか使え

ないかの一時的な対応をします。その後、その建物の復旧方法を検討するため、被災度区分判定調査にて、専門家を交えてどう修復していくかという調査を今月の下旬から来月にかけて行うことにしています。調査結果をもとに修繕で済むのか、もしくは大規模な工事になるのかを検討しながら進めていくことになります。

三淵委員

子どもたちの学びの場なので、早めに答えが出ると良いと思います。次に文化財の復旧事業についてです。文化財には国指定とか県指定とかあると思います。地震により文化財の蔵が壊れ、そこをレスキューするというニュースを見ました。今回の補正予算がこの文化財レスキューの予算だと思います。熊本城や八代城等も被災していますが、文化財の復旧について、大まかな方向性や国の支援などをお聞きしたいです。

文化課長

文化財の復旧に関しては、災害復旧の通常の補助があります。国指定文化財であれば国の補助が入りますし、県指定文化財になると県が補助するというスキームがあります。そういった補助を活用して、これから復旧を目指していくという形です。現在、国には、補助率のかさ上げや、既存の支援制度では手が届かないところへの支援などを要望し、今後の財源も確保しながら、こういったスキームで補助していくかを検討する部分と、あと実際に復旧に当たっての工法に関しては、文化財ドクターといった建築士会などに国から委託された専門家に入ってもらい、どういう工法で復旧していくかについて、これから調査をかけていくことになります。また、熊本城に関しては、復旧に2052年までかかるということで、かなり長期的なスパンになると思います。国や専門家を交え、市町村とも連携しながら、復旧を進めていく流れになります。

園田委員

地震の被害に関する補正予算において、先ほど仮設校舎のための設計や設置という話があったが、この対象は県立学校でしょうか。

施設課長

施設課です。今回の補正予算は県の予算になりますので、県立学校が対象です。

園田委員

小学校や中学校については、八代市や宇城市など、それぞれが全ての復旧費用を負担するのでしょうか。県から市町村に対して補助はありますか。

施設課長

施設課です。災害復旧費ということで、国の補助があります。県も同様ですが、災害復旧費には国の補助が充てられます。

園田委員

実際に小学校や中学校の現場を見ると、小学校の体育館が避難所として使用され、運動場も避難所の方のための駐車場として使用されており、子どもたちが運動する場が無いことが現実にあります。市町がただでさえ被災地で大変な中、県から何かお手伝いできるものはありますか。子どもたちの学びの保障が大分欠けてしまっていると思われるので、予算の面に限った話ではなく、県で何か考えていることがあれば教えてください。

施設課長

施設課が全てを管轄しているわけではないので、限定的な話になるかもしれませんが、おそらく、被害が大きかった市町村では様々な施設が被災し、屋内の場所で使える部分が少ないことや、運動場に使えない部分もあったと思います。そ

これは使える施設、例えば公園などを含めて、県と市町村が連携しながら、活用できる施設を見つけていく努力を続けることになると思います。

教育長

他にございませんか。

それではこの件につきましては原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

○報告（１） 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第２期）」 の検証について

教育政策課長

教育政策課です。資料右下のページ番号 95 ページをお願いします。報告事項（１）「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第２期）の検証」について御説明します。

まず、100 ページをお願いします。評価指標の達成状況です。資料右側を御覧ください。本プランで設定している全 7 つの指標のうち、令和 7 年度は、「①の授業準備支援スタッフの参画」、「③の次世代型校務支援システムの導入・導入時期設定」、「⑤の休日の部活動の段階的な地域移行に取り組んでいる割合」、「⑦の時間外在校等時間が月 45 時間以内の教職員の割合」の 4 つの指標で数値が改善しました。特に、⑦の時間外在校等時間については、直近 5 年間で最大の改善幅となっています。

102 ページをお願いします。県立学校の教職員の時間外在校等時間の状況です。令和 7 年度の県立学校全体では、月 45 時間超及び月 80 時間超の割合ともに昨年度から改善し、年間 360 時間以内の教職員の割合が増加しています。

103 ページは、県立学校の時間外在校等時間の内訳で、業務ごとの月平均時間数を整理したものです。

104 ページをお願いします。こちらは、市町村立学校の教職員の時間外在校等時間の状況です。令和 7 年度の市町村立学校全体でも、県立学校と同様に、月 45 時間超、月 80 時間超の教職員の割合ともに昨年度から改善しています。

105 ページは、市町村立学校における時間外在校等時間が月 45 時間超の教職員の主な業務について整理したものです。

資料 106 ページは、教職員から、事務職員、技師、学校栄養職員を除いた教育職員のための時間外在校等時間の状況です。新たに追加した指標ですが、特別支援学校以外の県立学校、市町村立学校ともに、教育職員の負担軽減が引き続き重要であることを再確認しました。

資料 108 ページからは、令和 7 年度の実績結果と令和 8 年度の実績予定についてです。なお、令和 7 年度の実績の成果については、頭に二重丸をつけて記載しております。詳細な説明は割愛させていただきます。

また、今般の地震を受けて、今年度、予定どおりに取り組むことが難しい事業等もあるかと思いますが、復旧復興に向け取り組む、教職員の負担軽減のためにも、できる限りしっかりと取り組んで参ります。

最後に、121 ページをお願いします。現状を踏まえた今後の展開についてです。令和 7 年度は、これまでの取組に加え、教員業務支援員をほぼ全校に配置するとともに、大規模校への教頭マネジメント支援員や教頭等業務サポーターを配置したこと、また、働き方改革支援アドバイザー派遣による改善事例の蓄積が進

んだこと等により、県立・市町村立学校ともに時間外在校等時間が月 4 5 時間以内の教職員の割合は改善しました。

しかしながら、文部科学省は、令和 1 1 年度までに、教育職員について、「一箇月時間外在校等時間」を平均 3 0 時間程度に削減することを目標としています。

今後の展開としましては、プランの 6 つの方針に基づき、採用選考の見直しによる人材の確保や平日の部活動の地域展開の推進、民間活力による働き方改革の取組支援、働き方改革に対する意識啓発研修など、更なる時間外在校等時間の縮減に向けて、重点的に取組を行います。

なお、全市町村教育委員会との連絡会を開催し、市町村教育委員会が策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」に掲げる取組の推進を支援するとともに、各市町村が抱える課題等を共有し合い、好事例の横展開を図りながら、全県挙げての働き方改革を推進します。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について御質問等があればお願いいたします。

渡辺委員

働き方改革の取組が進んでいることは素晴らしいと思います。今回、4 5 時間以内となっている教職員の割合が増えていますが、その要因は、校務分掌や事務処理等の業務が減った結果であると理解して良いのでしょうか。数値目標を意識するあまり、教職員が業務を自宅に持ち帰ってしまうような事態は避けるべきです。実態として、業務そのものの削減が伴っているのかを注視する必要があります。教員業務支援員の活用状況を含め、分析はいかがでしょうか。

教育政策課長

教員業務支援員やサポーター等のマンパワーによる支援により、学校運営上のフォローがなされたことが、今回の改善の大きな要因であると分析しています。業務の持ち帰りについては、当然あってはならないこととして教育庁全体で共通認識の上、働き方改革の取組を推進しています。引き続き取組の中でしっかりと見守っていきたいと考えています。

西山委員

今の質問に関連しますが、改めて業務の「3 分類」に照らし、これと並行して仕事時間を分類しながら、どのポイントを改善すべきか体系的に整理してはどうでしょうか。

教育政策課長

業務を 1 9 項目に分類して整理していますが、その中で効果の高いものに重点を置いて取り組む必要があると考えています。例えば、登校時の日常的な見守り活動や学校徴収金の管理事務などの教職員以外が担うべき業務や、システムの活用により負担軽減を図るべき業務です。次世代型校務支援システムの導入により校務環境の D X 化が進めば、働き方改革は一層進むものと考えています。

西山委員

優先順位をつけ、ターゲットを明確にして取り組むことが重要です。「これとこれには集中して取り組む」という項目を明示して進めていただきたいと思います。

田口委員

1 0 0 ページの③、次世代型校務支援システムについてですが、令和 9 年度の 1 0 0 % 達成に向けた見通しはいかがでしょうか。市町村立学校において、導入が進むための課題や対応策を伺います。

教育政策課長

県立学校については直轄で取り組みますが、市町村立学校については市町村教育委員会の所管となるため、市町村教育委員会が取り組みます。そのため、県教育委員会は、市町村教育委員会が導入する次期校務支援システムの県内での共同調達に向けた検討を進めるなど、コスト削減を図りながら一体的に推進できるよう、協議会を通じて支援しています。令和9年度の目標達成に向け、鋭意努力して参ります。

田口委員

予算面がネックであれば手立てが必要であるほか、導入後の不安感に対する研修などの支援もお願いします。併せて、生成AIを教育のみならず事務作業に使うことで改善されるというデータも見ますが、どのようにお考えでしょうか。更に、県は生成AIの活用事例集を2回公表したと記憶しています。教育用だけでなく、生成AIの事務用の実践好事例なども示していただけると良いと思います。

教育政策課長

生成AIについては、次期学習指導要領において情報教育が大幅に拡充されるという動きの中で、人工知能の仕組みやリスクを学ぶ授業や、AIを使った学習が本格的に始まるという認識を持っております。

委員御指摘のとおり、校務全般の業務に活用することで業務が効率化し、教職員が児童生徒と向き合うことに注力することができる環境整備につながると考えています。一方で、生成AIには、情報の真実性や個人情報の取り扱いといった課題もあることから、児童生徒に対する情報モラルを含めた情報活用能力の育成や教職員に対する活用研修を行っているところです。また、本年3月に作成したガイドブックの周知を図るなど、引き続き適切に活用を推進します。

西山委員

この報告の中にはありませんが、「サマー・リチャージ・ウィークス」や「くまなびの日」の休暇について、現在の展開状況を教えてください。非常に良いプランだと思いますが、全県下で展開するためにはどうすれば良いのかという課題があります。まずは、現時点での状況を教えていただきたいと思います。

学校人事課長

「サマー・リチャージ・ウィークス」については、導入直前に地震が発生したため、災害対応等に追われ、年次有給休暇や夏季休暇含めて十分に休暇を取得できていないという報告を受けています。そのため、二学期が始まって一段落する10月下旬頃を目途に、各学校の裁量に応じて教職員が休める機会を確保できるよう、近日中に各学校へ通知する作業を進めているところです。

教育政策課長

「くまなびの日」については、令和7年度末時点で20市町村、今年度中に更に2自治体加わる予定です。

西山委員

「サマー・リチャージ・ウィークス」や「くまなびの日」等の良い企画が全県下で共通して展開されることを期待します。「サマー・リチャージ・ウィークス」は、「サマー」を取って「リチャージ・ウィークス」で展開してはいかがかと思います。

渡辺委員

資料100ページの評価指標⑥の年次有給休暇取得日数が減少している点が気になります。看護休暇の取得が進んだ結果であれば良いのですが、「業務多忙等の理由により休暇取得にためらいを感じる教職員が多数いることが考えられる」ということが気になります。今般の地震の影響で休みづらい雰囲気があるかもしれません。

が、教職員の心に余裕がなければ、生徒への対応にも影響します。こういう時だからこそ、罪悪感なく休める取組や情報発信をお願いします。

教育政策課長

承知いたしました。

園田委員

地震対応に際し、ボランティア休暇の活用状況はいかがでしょう。

学校人事課長

本来ボランティア休暇（特別休暇）は、当初は事前に申請をして、終わった後には結果報告してもらう手続きとなっており、参加される先生によっては負担になってしまうというような制度でしたが、今回の地震に際し、手続を簡素化して取得を促進しました。具体的な取得者数は確認できておりませんので、今後、取得状況も確認をしていきたいと考えております。

園田委員

ボランティア休暇を取得することによって学校現場が大変になってしまうものはいけませんが、ボランティアに参加して現場を見ることは先生たちにとって今後の教育現場でも学びになるかなと思います。いつどこでどんな大災害が起きるか分からない中、このような経験を先生たちに積極的に積んでいただけるような雰囲気も作っていただきたいと思います。

教育長

他にございませんか。他に質問等はないようですので、本件については以上とします。

○報告（２） 「熊本県学校教育情報化推進計画」の検証について

教育政策課長

教育政策課です。資料１２２ページ、「熊本県学校教育情報化推進計画検証報告書」をお願いします。この資料は、昨年度も報告させていただきました「熊本県学校教育情報化推進計画」の実績等をまとめた公表資料です。本委員会後、県ホームページにて公表し、市町村等へ情報発信します。

右上のページ番号、１２３ページ目をお願いします。資料下段ですが、この計画は令和６年度から令和９年度までの４年間を対象としており、県での取組に加え、市町村への支援も対象としております。今回は、令和７年度実績について資料にまとめました。

資料１２５ページをお願いします。資料の真ん中に記載しておりますとおり、３本の基本目標、成果指標を設定しております。

「１人１台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合」を、令和９年度までに全学校種で１００％に、「児童生徒が自分の特性や理解度、進度に合わせて課題に取り組む場面で１人１台端末をほぼ毎日又は週３回以上使用させている学校の割合」を、全学校種で８０％に、「ＩＣＴを活用した校務の効率化、つまり事務軽減の優良事例を十分に取り入れている学校の割合」を全学校種で１００％にします。

この基本目標を達成するため、資料右側にございます取組を行っていくこととしております。

資料１２６ページをお願いします。計画の基本目標である「端末の活用頻度」から「校務の効率化」なについて、いずれも令和６年度から改善しております。令和６年度は特定の学校種や校務の効率化の目標値が下がっていましたが、令

和7年度は多くの指標が上昇し、着実に成果が出てきております。

唯一下がった中学校における校務の効率化については、優良事例を十分に取り入れている学校は昨年度と同数でしたが、昨年度調査対象外となっていた学校が今年度は調査対象になったことで、母数が増えた結果であり、横ばいの状況です。

資料129ページ以降は、県教育委員会での令和7年度の実績や、令和8年度の予定をまとめた資料です。時間の都合上、一部のみ御説明いたします。

資料136ページをお願いします。上段の写真が掲載されている箇所ですが、各県立学校に配置している教育DX支援員について、昨年度、機器の活用やメンテナンス、アプリを活用した授業改善など、2万件を超える支援を行い、現場で発生するトラブルや相談に迅速かつ丁寧に対応しました。

資料138ページをお願いします。市町村立学校への支援として、県と市町村で構成する協議会において、クロームブックなどの端末の共同調達を支援するとともに、新たな校務支援システムなど、市町村向けの展示会を開催しました。

資料143ページをお願いします。今回のまとめになります。3つの基本目標の実績が上がり、端末の利用頻度だけでなく、適切かつ効果的な利用が進み、校務の効率化も進んできました。

今後の方向性ですが、引き続き、児童生徒の学びの充実につながるよう、学校現場への支援などを継続します。

また、市町村については、協議会等での情報発信や校務支援システム共同調達の支援など、市町村の学校情報化をしっかりと後押しして参ります。

教育政策課からの報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

三淵委員

1人1台端末の活用の際し、例えば、児童生徒が授業中に問題やアンケートなどの回答を端末に入力すると、一斉に教員の端末に情報が届き、児童生徒の考えを把握することが可能なのでしょうか。

教育政策課長

可能です。

三淵委員

その場合、児童生徒がどのように回答したのか、という個別の情報は残るのでしょうか。

教育政策課長

個別に残ります。

三淵委員

現在、通知表は紙で渡しているのでしょうか。それとも既に電子化しているのでしょうか。個別に情報が残るのであれば、通知表の電子化等に応用できるのではないかと、思いました。

高校教育課長

県立高校の場合、「すぐーる」というアプリで通知表や定期考査の結果等を保護者に通知するという運用をしている高校が多いと思います。

三淵委員

「クラウド型」という言葉も出ていますが、そのようなデータは学校に残っているのでしょうか。あるいは、学校とは別の場所で管理しているのでしょうか。

教育政策課長

「クラウド」とは、インターネット回線を活用して、例えばデータセンターなど、学校外を利用してデータを保存することになります。強固なセキュリティに守られていて、情報漏洩が起こらないシステムとなっています。

先ほど御指摘いただいた、「個別の児童生徒の情報を管理できるか」という点については、現在、紙で行われている部分をD X化させているところであり、電子化によって校務の効率化になります。

田口委員

1人1台端末が増えています。基本目標の「端末を授業でほぼ毎日活用している」学校の割合が令和7年度実績で8割となっています。各学校の事情等で使用できていない学校もあると思いますが、学校での使用を強制することはできないのでしょうか。

教育政策課長

1人1台端末の導入については、全ての小中学校で完了しています。

導入できてない学校は、「次世代型校務支援システム」を導入しているかどうか、という部分になります。

今回取組を進めている「次世代型校務支援システム」導入は、例えば、ネットワークが児童生徒と教員で分離している学校がインターネット回線を利用して全ての情報をクラウド上に集約し、教員も児童生徒も同じネットワークを利用するようなイメージです。

田口委員

I C Tは日々進歩するので、私自身ついていけないところがありますが、学校を支援する専門のスタッフが学校に入って支援しているようなので、そうしないとなかなか対応できないのではと思います。

生成A Iについて、様々な国で利用を制限しようとする動きがありますが、日本、あるいは熊本県で、そのような方向性はあるのでしょうか。

教育政策課長

例えば、S N Sの利用については、オーストラリアで最も厳しい規制をかけており、昨年12月から16歳未満の子供はアカウントを保有することを原則禁止、としているようです。

他にも、ヨーロッパのフランスやドイツでも、利用を制限するような動きがあります。一方、日本では、一律の年齢制限ではなく、年齢確認の厳格化など、事業者の安全対策強化を検討しているような段階ではないかと認識しています。

そのような状況ですので、県独自で規制を強化するといった動きは難しいです。今後、総務省やこども家庭庁など、国が方向性や方針を出すことになると推察していますので、その動向をしっかりと注視していく必要があると考えています。

田口委員

資料128ページ、一番上の段、I C T支援員を4校に1人以上配置するという目標について、現在は44団体のうち32団体が達成済みとなっていますが、I C T支援員は必ず学校に必要なだと思います。

このデータの見方を教えていただきたいのですが、「5校に1人」や「6校に1人」などを含めれば、県内の全自治体でI C T支援員を配置しているという認識で良いのでしょうか。

教育政策課長

御認識のとおりです。例えば、規模の小さい自治体であれば、I C T支援員という形ではなく、パソコンの保守や業務サポートをする事業者に学校へのサポー

トをお願いしている自治体もあります。

田口委員

そうであれば、1人の支援員が担当する学校数が少なくなると更に支援が充実することになるので、良いのではないのでしょうか。

働き方改革の説明でもありましたように、パソコンやネットワークの不具合を学校の教員が直接対応するのは難しい部分があると思いますので、このあたりも御支援をお願いします。

三淵委員

I C T支援員には教員免許は不要でしょうか。

教育政策課長

必要ありません。I C Tに関する知見やノウハウを有する方が支援をしています。

三淵委員

生徒の個人情報を支援員が見ることができるのでしょうか。

教育政策課長

業務委託契約書に個人情報の守秘義務に関する条項を入れているので、個人情報漏えいの恐れはありません。

西山委員

契約時に個人情報を守るという契約をしておかないと、メンテナンスもできないので、契約に入っているはずです。

教育長

それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。

本日予定された議事は以上ですが、その他何かございませんか。

田口委員

今回の地震に対して県や市町村の職員や、学校の先生方から支援を受けているとお聞きしています。学校があっている際に地震が起こった場合の対応については10年前の地震で学んだことが多かったと思いますが、長期休暇中に地震が発生した場合の対応は想定されていたのかというのが1点と、長期休暇中に地震が発生した場合の支援のあり方について、今後検討が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

教育政策課長

災害にはいつ発生するか分からないので、発生した場合の体制や学校の動きは常に想定していました。今回は、夏季休業期間中での災害ということで、どのような動きを行ったか、また、その振り返り等の分析・検証し、今までの経験の上に新たな知見を積み上げ、災害への対策をより固めていく必要があると思います。今回は夏季休業期間中の特有の課題も生じたので、しっかり検証して次につなげて参ります。

田口委員

先生方の負担増とならないのが前提ですが、心のケアについて、「何か不安があったら誰に相談しますか」というアンケート項目がありました。私たちとしては学校の教員をもう少し上位に来るように目指してたように思います。今回、本当に不安で、先生に相談したいけどなかなかできないというようなお子さんがいらしたのではないのでしょうか。教員が心のケアの最前線に立って対応ができる存在でありたいという願いがあるならば、何らかの準備をしておく必要があるのではと思います。今回慌ただしい状況下で検討しながら対応されたとは思いますが

が、事前に準備できていたらまた違う対応ができたのではないかと思いますので、御検討をよろしくお願いします。

三 三 三 委員

発災後すぐに児童生徒の安否確認を、「すぐーる」で行われたということですが、そちらも検証が必要だと思います。

おそらく、あまり被害がない場合は返信が返ってくるけど、被害が大きい場合はすぐに返信できないケースもあったのではと思います。10年前はなかったものですから、安否確認を行う際のすぐーるの重要性と、同時に課題も今後教えていただきたいと思います。

教育長

今回の熊本地震の対応につきましては、発災から1ヶ月半経ちまして、落ち着いて学校がスタートできたところとそうじゃないところ、また避難所との関係や、給食の関係、また、ボランティアの問題や、空調の問題等様々な事案が起きました。

10年前も分厚い検証報告書を教育委員会の方で作っておりまして、発災当初、私たちはその検証報告書を通読して、なおかつ、心のケアのハンドブックを1人1冊持ち、それを見ながら、ある程度1ヶ月とか1ヶ月半、2ヶ月、半年、1年後はどうなるかということをイメージしながら、業務に当たったということが正直なところでございます。

今、委員がおっしゃったように、今回の地震を受けて、どうすべきだったのか、何が大規模災害の時に必要かということも検証の中に入れていきたいと思います。是非、委員の皆様方の御経験も踏まえてそういう報告書を作っていきたいと思いますので、また改めて御意見等賜ればと思っておりますので、よろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和8年（2026年）10月6日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前11時25分。